

仕様書

1 件名

船橋公共職業安定所第一庁舎 防犯カメラ設置工事

2 施工場所等

名称： 船橋公共職業安定所第一庁舎

住所等： 〒273-0011 船橋市湊町 2-10-17

連絡先： 047-431-8287

担当者： 庶務係長 岩森（いわもり）

3 施工時期

令和7年1月31日（金曜日）まで

4 工事概要

船橋公共職業安定所第一庁舎の庁舎内に、ネットワーク式防犯カメラ一式を設置すること。設置機器に係る全ての権利は、船橋公共職業安定所第一庁舎に帰属するものとし、保守業務委託等を行わない。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所については、施工場所には駐車場がないため、近隣駐車場を利用することとし、駐車料金等は請負業者が負担すること。
- (4) 施工に当たっては、必要な養生を施し、安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後、発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約後、関係法令等に基づき必要に応じて石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。

と。

- (7) 工事可能日は、土日祝日とする。時間は、原則として8時30分から17時00分までの間とする。いずれも、担当者の了承を得たときはこの限りではない。

7 仕様等

停電等を伴う作業が発生する場合は、施工場所担当職員と日程調整等の事前協議を行い、施工すること。

(1) 防犯カメラシステム設置工事

○設置場所については、別紙「レイアウト図」を参照することとするが、施工場所担当者と事前協議の上、設置場所を決定すること。

○設置数量

- (ア) ドームカメラ 7台
- (イ) ネットワークレコーダー 1台
- (ウ) ハードディスク 4TB 1式
- (エ) PoE 給電スイッチ 1台
- (オ) 液晶モニター 1台
- (カ) モニター壁面設置金具 1個
- (キ) 「防犯カメラ作動中」のステッカー 5枚

○仕様

数値は目安とする。

- (ア) ドームカメラ
 - マイク内蔵
 - 最大解像度 2592(H)×1944(V)
 - 最大フレームレート 25fps
 - 焦点距離 2.7～13.5mm
 - 画角 H89°～H30° /D111°～D37° /V66°～V22°
 - 最低被写体照度 カラー：0.008Lux@F1.4 白黒：0Lux
 - 圧縮 H.265、H.264、MJPEG
 - ストレージ microSD/SDHC/SDXC カード 最大1TB
 - 電力 PoE、DC電源対応
 - 外形寸法 φ143mm×108.4mm
 - 質量 1100g
 - 【参考商品 NC5372-FPE (NBC)】
- (イ) 8CH ネットワークレコーダー(HDDなし)
 - 設置箇所は現地確認の上、決定すること。
 - 記録媒体 SATA HDD 最大2台
 - モニター出力 HDMI、VGA
 - 動作温度 -10℃～+55℃ 湿度 10%～90% (結露なきこと)

【参考商品 NR5008-PE (NBC)】

- (ウ) ハードディスクドライブ
上記レコーダーに対応している監視システム専用高耐久仕様の HDD
記録容量 4TB
- (エ) PoE 給電スイッチ
設置箇所は現地の状況により決めること。
ポート数 8
伝送速度 4.17Mpps
スイッチ速度 11.8Gbps/非ブロッキング
電源 AC100～240V
寸法 W195mm×D130mm×H40mm
質量 0.7 kg

【参考商品 NS0208-GL (NBC)】

- (オ) 液晶モニター
パネルサイズ 23.8 型ワイド
質量 3.7 kg (スタンドなし)
最大解像度 2560×1440
映像入力端子 HDMI×3 DisplayPort USB(メンテナンス用)
VESA 規格対応可能モニター
グリーン購入法適合商品

【参考商品 LCD-MQ241XDB (IO データ)】

- (カ) モニター壁面設置金具
サイズ W115mm×D129mm×H115mm
耐荷重 12 kg
VESA 規格対応

【参考商品 CR-LA303 (サンワサプライ)】

- (キ) 「防犯カメラ作動中」のステッカー
防犯カメラが作動していることが記載されているステッカー

(2) 配線工事

- ・各機器を繋ぐ配線ルートを調査・確認し、必要に応じて新規に電線・配管等を施工する。
- ・原則隠蔽配線とし、やむを得ず露出配線を要する場合は施工場所担当者と事前協議の上、施工すること。また、モニターを壁に設置する際、ケーブルが露出する場合はケーブルカバーを設置すること。
- ・貫通処理を伴う場合は、施工場所担当者と事前協議の上、施工すること。
- ・天井内に増幅器やスイッチングハブ等を設置する場合は、工事完了後にメンテナンスを行えるよう点検口を設けるか既存点検口付近に設置すること。
- ・設置する配線機器類は新品を使用すること。

(3) その他工事

- ・本工事に伴うすべての関連工事一式

(4) 施工確認

- ・工事完了後に正常稼働することを確認し、施工場所担当者に使用方法を説明すること。
- ・機器及び配線場所を示したレイアウト図を作成し提出すること。

(5) 保証

- ・保証期間は工事完了検査後から1年とする。ただし、メーカー発行の保証書にて1年を超える保証期間がある場合はその期間を適用すること。また、受注者の責任に帰する不良箇所が生じた場合は無料で修理又は交換するものとする。

8 留意事項

- (1) 契約後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない(守秘義務)。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に可能な限り現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者から仕様の確認を行うこと。現地確認せず見積書を提出し契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。
なお、確認の際は事前に「2」の担当者へ連絡し、承諾を得ること。
- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 工事により、予測できない工事箇所が判明し、見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- (1) 業務実施にあたり、委託業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、

当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。

- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

10 支払い・その他

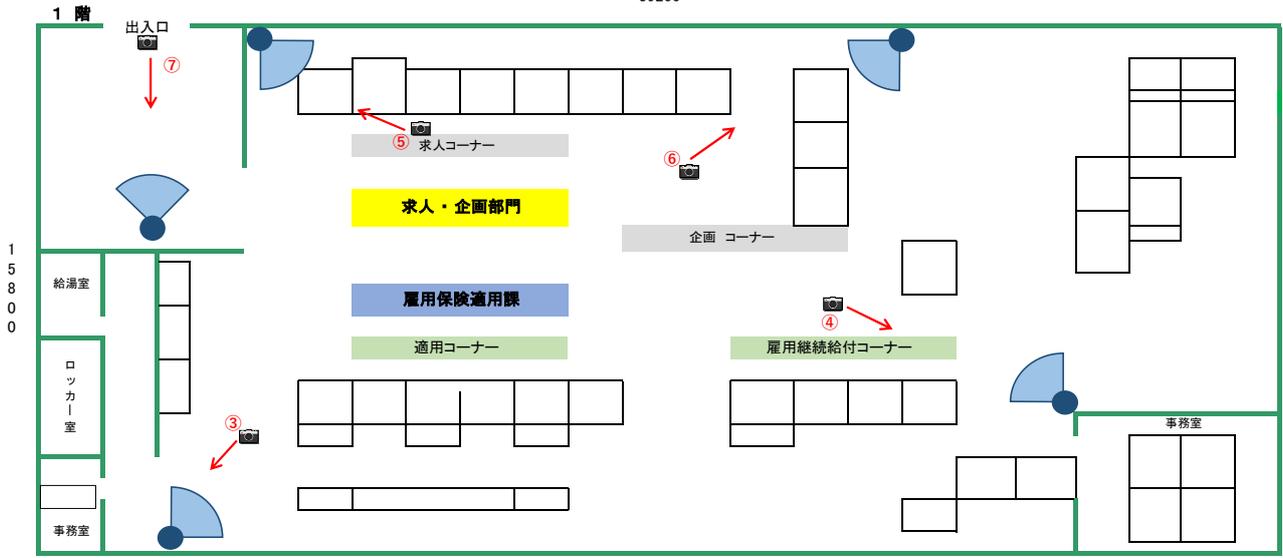
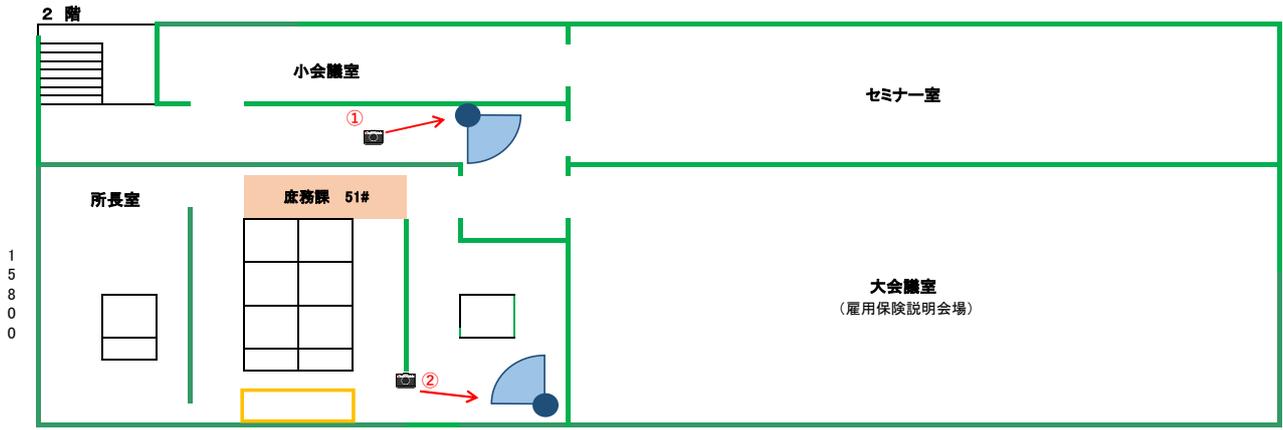
- (1) 全ての業務の完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 期限内に作業を完了し難い場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めたときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。
- (5) その他、本仕様及び資料に定めがない事項等、疑義が生じた場合は、11契約担当者まで問い合わせること。

11 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

TEL 043-221-4311 Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp



船橋公共職業安定所第一庁舎 レイアウト図

防犯カメラ設置箇所

モニター・レコーダー設置箇所

別紙の写真撮影箇所





船橋公共職業安定所第一庁舎

2F庶務課

モニター設置位置

(壁掛け)



船橋公共職業安定所第一庁舎

2F会議室入口

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置①



船橋公共職業安定所第一庁舎

2F会議室入口

カメラ設置位置

セミナー室及び大会議室

の入口を確認出来ること



船橋公共職業安定所第一庁舎

2F庶務課

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置②



船橋公共職業安定所第一庁舎

1F雇用保険適用課

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置③



船橋公共職業安定所第一庁舎

1F雇用保険適用課

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置④



船橋公共職業安定所第一庁舎

1F求人・企画部門

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置⑤



船橋公共職業安定所第一庁舎

1F求人・企画部門

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置⑥



船橋公共職業安定所第一庁舎

1F正面玄関

カメラ設置位置

レイアウト図の写真撮影

位置⑦

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

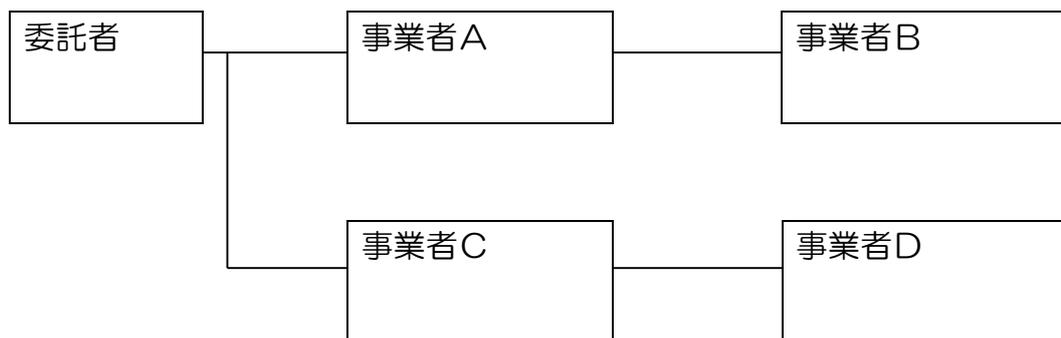
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 _____

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

